

事 務 連 絡
令和 5 年 7 月 13 日

兵庫県薬剤師会長 様

兵庫県保健医療部薬務課長

医療用物資の特別配布の実施に係る照会について

この度、厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症の今後の拡大の波への備え等のため、新たに薬局で必要となる医療用物資の特別配布（無償配布）を行う旨の連絡がありました。

つきましては、配布を希望される薬局は、下記により申請いただきますよう、貴会員へ周知方よろしくお願いいたします。

なお、申請にあたっては、下記 3 の注意事項を十分確認いたくとともに、申請期限後のキャンセル・数量変更はできませんので御留意願います。

記

1 申請方法 兵庫県簡易申請システムで申請

<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1688519462544>



2 申請期限 令和 5 年 7 月 27 日 (木) 17 時 (厳守)

3 注意事項

- 本配布の対象物資は、N 9 5 マスク (D S 2 マスク等を含む)、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋となります。
- 希望数量に上限の設定はされていませんが、全体の希望数量が多数に上る場合は、厚生労働省において配布数量が調整されることがあります。
- 各物資の銘柄・材質・サイズについては、指定できません。また、国の備蓄品の放出となるため、外装箱（段ボール箱）につぶれがある場合がありますが、良品という扱いで配布されます。
- 配布については、今後の新型コロナウイルスの感染拡大への備えや、備蓄整備のために必要な数量を申請ください（医療用物資の保管スペース等も検討のうえ申請ください）。
※アイソレーションガウンやフェイスシールドは、同数量のマスク等に比べ保管スペースが多く必要となりますので、御留意のうえで希望数量の記入をお願いします。
- 申請された医療用物資については、厚生労働省から令和 5 年 9 月を目途に順次に配布され、遅くとも同年 12 月中には配送完了予定とされています。なお、各医療機関等からの希望数量が多数に上る場合、配送予定時期の変更（遅れ）が生じる場合があります。

〈問い合わせ〉

兵庫県保健医療部薬務課薬務指導班

0 7 8 - 3 4 1 - 7 7 1 1 （内線：3 3 0 8）